

薬 第 1244 号
令和6年4月26日

各関係団体長様

大阪府健康医療部長

薬剤業務向上加算に関する取扱いについて（通知）

日頃から、本府健康医療行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、令和6年度診療報酬改定により、病院薬剤師の病棟業務を評価する「病棟薬剤業務実施加算1」について、新たに「薬剤業務向上加算」が設けられることとなりました。

本点数は、(1)免許取得直後の薬剤師を対象とした病棟業務等に係る総合的な研修が実施されていること。(2)都道府県との協力の下で、当該保険医療機関の薬剤師が、一定期間、別の保険医療機関に勤務して地域医療に係る業務を実践的に修得する体制を整備していること。の2点を施設基準の要件とされていますが、このうち(2)に関しては、都道府県の薬剤師確保の取組を実施する部署との連携が求められています。

つきましては、下記のとおり本府における手続き等についてお知らせいたしますので、ご了知のうえ貴会員に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知については次の本府ホームページにも掲載しております。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】（お知らせページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/topics/index.html>

記

1 出向先医療機関の検討に当たっては、以下をご確認ください。

- ① 薬剤師が不足している地域において病棟業務やチーム医療等の業務の充実が必要な保険医療機関を選定してください。
- ② 薬剤師が不足している地域は、第8次大阪府医療計画に記載している病院薬剤師の偏在状況を参考してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/61693/0900.pdf#page=10> (430 ページ)

2 府への協議にあたっては、近畿厚生局へ提出予定の出向計画書の写しを下記担当あてに届け出てください。内容確認後、担当から連絡いたします。

【担当】

健康医療部生活衛生室薬務課 薬務企画グループ

TEL : 06-6941-0351 (内線 6699)

06-6944-6699 (直通)

E-mail : yakumu-g29@gbox.pref.osaka.lg.jp